令和元年度　第４回大阪府青少年健全育成審議会特別部会　議事概要

■日　時　　令和元年10月30日（水）14時～16時

■場　所　　大阪府公館

■出席者　　角野委員、松風委員、曽我部委員、園田委員（部会長）　（五十音順）

■内　容

事務局　青少年健全育成審議会特別部会を開催します。本日は特別部会の委員の過半数のご出席をいただいておりますので大阪府青少年健全育成審議会規則第5条第2項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告いたします。なお、本日は、オブザーバーとして府警本部少年課さんにもご出席いただいております。それではこの後の進行につきましては園田部会長よろしくお願いいたします。

部会長　それでは早速議事を進めてまいりたいと思います。昨年度からの継続審議事項である、自画撮り以外の要求行為についてまずはご審議いただきたいと思います。では事務局から資料の説明をお願いします。

事務局　資料１「特別部会報告書骨子素案（案）目次」について説明

部会長　ありがとうございました。今自画取り以外の要求行為についての考え方、議論の経過について説明していただきましたけれども、これについてご意見やご質問いかがでしょうか。

委　員　子どもたちに、危険を知らせていくことについては、その通りだと思いますが、それだけで解決する問題ではないと思うのと、いわゆる自分の性的欲求を満たすために何らかの形で子どもたちに近づく、または何かを求めていく人たちは、1人を対象にしているだけではなく、多くの青少年に対して同じような働きかけをしている場合が多いと思います。

ということを考えると、行為そのものに対して、例えば1対1だけであれば、条例として規制するものかどうかという論点に行くけれど、多くの子どもたちに対して同じような働きかけをしていること、そのものが自らの性的欲求を満足するためのものであり、かつ社会的に認められないということは、何らかの形で明確にしておく必要があるんじゃないかと思うんです。

昨日、児童ポルノの違反で逮捕されたというニュースを見ました。あの人もその子だけじゃなく、いろいろ動画や写真を保管していたといいます。やはりそういうことで問題を起こす人たちは、目的のために多くの子どもたちにアプローチするので、何らかの形で制限をかける必要があるんじゃないかなと思います。

部会長　今のご意見に対してですけれど、いわゆる児童ポルノを要求することについてはもうすでに条例に罰則がある。それはもう対応できています。

委　員　だから同じように、パパ活ということについても同様に考えるべきではないかと。

委　員　なかなか要求行為の段階で規制をかけづらいということに理解は示します。どうしたら子どもたち守れるか、どうしたら大人たちにストップかけられるかということを考えます。教育啓発って言う使いやすい言葉があるので、これまでは言ってきたけれど、子どもの発達段階、子どもの人間関係、家庭の環境、性的な発達や関心度、いろんなトラブルに巻き込まれている段階にある子どもがいる学校現場で、教育啓発をどのように誰がやれるのかというのが大変難しい。この学年でやりたいけれど、このクラス無理やなとか、いろいろな問題があします。

一方で、被害者になる側が一方的に教育を受けるという負荷をかけられるというのは、どうも学校現場からすると、合理性がない。だから学校現場がすっと動かない。動きづらい内容でもある。それらを考えたときに、当然教育啓発はしていかなければならないけれど、大人に何らかの形でメッセージを発する、要求行為に対して規制がかけられないならば、何かできへんやろかと思います。

もともと学校現場の1980年代っていうのは、中学校が荒れた時代で、様々な形で社会へいじめであるとか、校内暴力があった。90年代になると援助交際についても社会へ発信してきた。そのときに、ＡＣジャパンのCMがあったが、ネットがきっかけになっているならば、SNSで逆に何らかのきっかけが作れないかというふうに思っております。大阪府の知事はメッセージ力、発信力は抜群に強いのでいかがでしょうか。子どもだけに対して言うのはちょっと違うなと思っていますし、学校現場がやれるここと、やれる時間、やれる内容はもう限界がきていて、これ以上何せいっていう状況にならないかと危惧しています。

部会長　ありがとうございました。先ほどのご意見ですけれども、要求行為自体について、何らかの規制をすべきだというご意見ですか。例えば、具体的な行為としてどういうものを規制すべきだとお考えですか。ＳＮＳで知り合って、君の顔写真を送ってくれというのはどうですか。あるいは制服を着ている写真を送ってくれ、運動会で走って頑張っている姿を見たい、というものも何らかの規制かけるんですか。要求すると処罰まではいかないにしても警告を受けたりするわけですか。

委　員　どこからどこまでを規制するかっていう話ですね。

部会長　一般的な理念としてはわかりますが、条例で規制するとなると、規制対象、規制の範囲を明確にする必要があります。要するに類型4、5についてはなかなか難しいだろうと。類型5が上のポルノと重ねて考えられるということですので、私はやっぱり児童買春の相手方となるよう要求するとか、淫行の相手方となるように要求するとか、デート援助交際などについて要求する類型6、7、8について規制すべきではないと考えます。

委　員　様々な要求の仕方があるので、ネット上でそれを見つけるのはなかなか難しい。だとすれば、子ども達がこんなこと言われていると誰かに相談したときに、その大人たちに対する警告の手立てとして使えるようなものが要るんではないかと思います。

要するに、相談したら、あんたがそんなSNSしてやりとりするからだと反対に怒られるようでは、なかなか大人たちの規制は届かないわけです。先ほども言いましたように、こういう人たちは多くの子どもたちをターゲットにしています。条例なり、社会的にそれを規制して、それはあかんことやっていうことを明確にする必要があるんじゃないかと私は思うんです。

部会長　もちろん児童を性の対象として実際にそういう行動をすることについては、一定の社会的な否定的評価があって、事件によっては厳罰に処せられています。

委　員　違法行為があってからの話ですよね。でもその前の話が大事だと思います。

部会長　児童ポルノについては要求行為についても、現在では条例で処罰可能になっています。

委　員　同様に、淫行についての事前行為についても、処罰すべきではないかという意見です。

部会長　その場合、刑罰を科す以上、具体的に行為の明確性、そういうものに対する一般的な要件があるわけですが、構成の仕方が非常に難しいです。実際に会って、性交渉するとか、どこかに連れ込むとかになると、若干話が違いますけれども、ＳＮＳの段階で、今度会いませんかだけで何か規制かけるということでしょうか、そこはかなり難しい。その段階では、必ずしも性的な意図を満足させるつもりがあったかはわからないですから。

委　員　対償供与の話が成立していても実態行為がなかったら、なんの罪も問えない、どこかで規制かけられないのならば、事業者がやれるかわからないけれど、大人にも子どもにも、ネット上のどこかの段階で警告ランプが点くみたいなことができれば、こういうことはだめなんだというメッセージ性があると思う。

ネットを使っているときに警告が出てきたら、こういう場合はこうだと教えられるので、指導はしやすい。おそらくいろんなところでやれると思う。そうすれば、普通に情報モラルということで、教育はできる。

委　員　ここで聞いたときには、ネット事業者の方々からはそれは無理やっていう話ですよね。だからそれは難しいと思わざるを得ない。あと、条例とは何かを考えているときに、犯罪が行われてからのことは法律で対応するけど、それをいかに予防するかというところに、条例の意味があると私は思っています。

そういう意味でもって条例の中に何を組み込むかとなると、事が起こる前の段階でいかに規制するかということにならざるを得ないのではないかと思うんです。だから、そこをどう特定するかについては先ほどからの議論になるわけですけど、何らかの形でそれができるような道を考えるべきではないかと。

部会長　今は規制と言っても、全く合法的な行為をやっている場合に規制というのはもちろんできないわけで。何らかの反倫理的、反社会的な行為がないとアクションは起こせないわけです。全く適法な行為をやっているのに、それを妨害するっていうわけにはいかない。

委　員　適法な法を条例で固めるわけですから。条例に引っかかっているよっていうことが大事だと私は思います。

部会長　その場合に、どうそれを類型化するかということ。例えば、使用済みの下着なんかの売買については、もう現在は犯罪行為として処罰されるわけですけれども、制服の売買はメルカリでごく普通にやられている。中古の靴も売りに出されたりとか。それ買って履いて普通に学校に行っている子もいれば、制服なんかもそうでね。それとどうやって区別するかっていうことなんですよね。先ほど合法的な行為が多いということで規制は難しいというのはそこなんですけどね。

委　員　それはしょうがないんじゃないかと。間接的には次に進んでいく可能性もありますけど、直接の被害には結びつかないので、それは規制するのはなかなか難しいだろうと思いますけど、類型6，7，8は、やっぱり直接関わりに繋がる行為であると考えると、このあたりで何らかの規制をすべきではないかと。

部会長　買春の相手方になるように要求するというのは、その段階で捜査は可能です。

委　員　威迫とか欺罔とか困惑とかっていうことも含めて、やっぱりするべきではないかと。児童ポルノのときに考えたような同じような考え方を持ち込むべきではないかと思います。

部会長　もちろん欺罔とか威迫とかを手段にして、性的な行為を行おうとしている場合は、もちろんその段階で警察力が介入するというのは可能なのですよ。威迫とか欺罔とか一部あれば。

委　員　この買春とか、会おうよっていうところでの欺罔とかについて、どのように考えるかを整理しないといけないけれど、条例の中にそれを入れ込んでおくことは同じように必要ではないでしょうか。

部会長　つまり、会ってから性行為するっていう、そこはまだ主観の中でしかないわけで、大人が心の中でそういう目的を持って会うわけですよね。それをどう判断するか。単に会って話してお茶飲むだけっていう、これは何も犯罪でもないわけで、場合によってはその先まで考えてしようと思っている大人もいるわけですけれども、そこが区別できるかどうかということ。

委　員　個別では難しいけれども、その対象が複数であれば、そういうものであるっていう判断はできないか。

部会長　例えば、出会い系喫茶に行ってそういう人たちの話を聞いたという場合、そこから先に行くつもりはなかったという場合と、どうやって区別するかということです。

頭の中での考えですから、何らかの行為に出て初めて問題が出てくる。例えば買春なんかも、お金を渡すと持ちかけた段階で、買春の実行行為がスタートしているって判断できるわけです。そうでないならば、なかなかどこで規制かけるかは難しいと思います。

例えば純粋に学費を渡すとかいうこともあるかもしれませんし。勉強応援するからこれを読みなさいと本代を渡すとかもあるかもしれないですよね。それと、買春のためのお金をどうやって区別するか。法で規制するという場合は、的確にその部分だけのターゲットを絞るということがないと難しい。でも一般的な流れとしては、条例の中にも、例えば第７条で、府民の責務というのがあって、府民は深い理解と関心を持って青少年の健全な育成に努めるとともに青少年の健全な成長を阻害するおそれのある社会環境および行為から青少年を保護するよう努めなければならないということで、一般的な府民の責務というのは、条例の中にも宣言されている。だから必ずしも、子どもたちだけに教育啓発するということではなく、府民全体に対しても努力規定があるわけです。

委　員　そこには制約はないですよね。綺麗事だと思います。だったら具体的にどうやって規制するかを考えなくては。ここが難しいのは事実です。

部会長　先ほど事務局の説明にありましたように、ＳＮＳの場合、実際に会った場合も完全に野放しではなく、一部は現にもう罰則付きで規制されているという現状はある。そこから漏れる行為についてどうするかですけれど、それは条例、公的な制裁を伴った規制としては難しいんじゃないかと思います。

委　員　先生がおっしゃっていたのは、例えばTwitterなどで援助交際相手を探すような書き込みをするものは規制できるのではないか、ということですか。

委　員　そういうのも含めてです。

委　員　そういうものは多分、処罰しようと思えばできるのだと思いますが、ただ条例では難しいということだと思います。ただ端的に相手を募集するような書き込みがどれほどあるのかっていう問題は別途ありますけど、そういうものがあった場合にそれを処罰するとことは可能だとは思います。

他方で、趣味とかの切り口で、徐々に近づいていくみたいなものは、多分書き込み段階では無理だと思うので、本当に児童ポルノとなるような写真を要求する段階で初めて処罰できることにはなると思います。なので、結論としては、なかなか条例でこれ以上規制をするのは難しいと思います。あと、児童ポルノの未遂処罰は国法で規定してもいいのかとは思いますが、これも条例で未遂だけ作るわけにもいかないので、技術的に難しいと思います。

古物の提供を要求する話については、既に規制されている下着の買受の禁止は、青少年側がそういうものをお金にするということが非常に不健全な行為だという側面があると思うので、古物提供の要求とは若干ニュアンスが違う感じがします。

また、古物についても下着以外まで広げると区別が難しいと思います。女子大の赤本は女子高生が使ったものなので、マニアが欲しがっているという記事を見ました。つまり赤本ですら、こういう対象になってしまうということなので、下着のような明確なもの以外は区別をつけるのは難しいと感じます。

なお、相手を募集するような書き込みは、本来事業者が禁止すべきもので、条例や法律で処罰するのとは別に、規約上禁止すべきです。禁止してかつそれを削除すべきものなので、例えばその業界団体に大阪府として申し入れを行うという方法はあるのかなと思います。ヘイトスピーチの言動はこの国では明確には違法ではないけれど、事業者のほうで規制されている。事業者の対応次第だと思います。

委　員　ヘイトスピーチ行為については、新聞はじめマスメディアが、こうあるべき、これはよくないということが浸透しているから事業者が賛同してくるということじゃないですか。

委　員　そういう話でいうと、児童と買春するのはよくないということを否定する人はいないのでは。そういう意味では、むしろヘイトスピーチ以上ではないですか。

委　員　どちらかと言うとそうだけれど、社会問題化しているというほどになっているかということです。

委　員　それはそうですね。被害者が声を上げるということがないと。

委　員　そうです。行為に及ばないとそうした声は起こってきません。だから一番難しいのは、そこまでの間にどうするかというところです。

部会長　いろいろ議論はあると思いますが、この原案にあるように、自画撮り以外の要求行為の具体的な規制については、条例としてはなかなか難しいという方向でよろしいですか。もちろんそれに対しては、啓発を府としてやっていくことはもちろんですけれども。規制自体は、限界があるという理解でよろしいですか。

委　員　やはり何らかの対応を考えるべきだと思っていますので、条例による規制は無理だという単純な思考にはなりません。

部会長　例えば、自画撮りについてはもうすでに罰則付きで規制されている。それから児童買春の具体的な申し込みについても規制されています。

委　員　例えばSNSでやりとりをしている子が全てそれに乗っかっていくわけではなくて、こんなこと誘われてるんやけどって相談を受けた場合に、どこまで捜査対象になるのでしょうか。

子どもたちがそういうことを言ってきたときに、ぱっと動けるような何らかの体制、規制が必要ではないかと思います。それが個人的に親切でやっているかどうかは捜査してもらって話聞いてもらったら分かるわけで、何人もの人にやっているかどうかってことは、ネットの履歴を見たらわかる。要するに規制していく、糸口を作っていくということが大事じゃないかと思います。

部会長　例えば家出している子に、家泊まりに行きませんかとメールを送ったと。その女の子の方が警察に行って、こんなメール来たけどどうしましょう。警察としては、泊まりにいきなさいとは言わないですよね、当然。やめなさいって、当然いいますよね。それで被害防げるんじゃないですか。その家出少女に対して、泊まりに来なさいっていうふうに書いたものを処罰する必要はあるのでしょうか。

委　員　SNSで出会って、直接あって、そういった行為、3段階あると思うんだけれど、SNSでいろんなことを書いているんだろうけど、会ったときに誘われるとかがあったときは、ここに書いてある児童ポルノ法とか、出会い系サイト規制法で大概は補足できるのでしょうか。

会った時に要求行為があり、逃げたとして警察に行っても、別に被害に遭ってないんだから。それ以上追及はできないですよね。ギリギリのところまで、脅迫されたり、その場から逃げかえってくるということが当然あると思うけれど、それでもなかなか相手を捕まえることはできないのではないですか。そういうのを18歳未満の子が、根拠立ててきっちりと証明できるわけでもないし。

部会長　警察に飛び込んで事情を話せば立件できる場合もありますよね。場合によっては監禁とか。だから結構カバーはされている。

委　員　カバーされているってこと、子どもたちもあまり知らないですよね。で、大人のやる方もあまり知らないですよね。そんな中で、いろんな問題が起きています。

条例の中で書いてある大人の努力義務は、綺麗事だという意見がありましたが、結局は私もそう思っています。行政が作ったような文書なので、どうとでもとれる。メッセージになってないです。規制がかけられないならば、具体的なメッセージを大人に発する。そして、子どもたちにも具体的にこういうふうになったときには危ないよということを事業者が警告マークで出せないならば、何か府として、子どもが読んでもらえるようなものを出さないと。

部会長　今、新聞とかテレビとかでこういうニュースはしょっちゅう流れますよね。それを大人の中に18歳未満と性的な関係を結ぶということは、犯罪になる場合もあるんだと倫理的にもいけないんだと言う意識は当然あるんじゃないですかね。

委　員　でも公務員がそれで処分を受けているのはたくさんある。学校の教員も。

部会長　ばれないと思うからやっている。万引きなんかと同じ。人の物を盗むというのは悪いことはわかっているけれども、盗んでしまう人がいるわけですね。

現在の常識として、18歳未満と性的な関係を結ぶということは倫理的にもいけないことであって、場合によって犯罪がある、処罰されるというのは、常識としてあると思います。

委　員　わかっていると思うんですけれども、こういうようなことをする人は、ばれなければいいだろうと思ってやっているわけです。だから具体的になにかメッセージを出さないと。

部会長　どういうメッセージを出すかですね。自画撮り以外の要求行為については、規制は消極的に考えて、啓発、もちろん大人に対する啓発も含めて、教育的手段を充実させるという方向性でよろしいでしょうか。

委　員　はい。仕方ないと思います。

部会長　では続きまして、本体行為である淫行規定について考えをまとめるに当たって、60年の最高裁の判決が問題になるんですが、これについては事務局から資料の説明をお願いします。

事務局　資料3について説明

部会長　問題となるのは「青少年を単に自己の性的欲望を満足させるための手段対象としてしか扱っていないと認められるような性交又は性交類似行為」というこの意味ですけれど、一般的には誘惑・威迫・欺罔・困惑そういうものの一つの例示として、後半部分が理解されているという理解ですけれども、これを前提にして議論をしていきたいと思います。39条の条例の考え方ですが、現行の大阪府の条例では、39条2号については、専ら性的欲望を満足させる目的で、青少年を威迫欺き、困惑させて、青少年に対して性行為またはわいせつ行為を行う事と、これが処罰されているわけですが、あまりにも範囲が狭すぎるというかハードルが高すぎるという意見が地検の方から出てきまして、これについてどう改正すべきかどうか、改正すべきとすれば、どうすべきかが問題になっています。

それでは次に、資料4について事務局の方から説明をお願いします。

事務局　資料４「特別部会報告書骨子素案（案）５．性的搾取等への対応」について説明

部会長　現状について事務局の方から説明していただきましたが、これについて、何かご不明な点があれば。

委　員　国への法改正の働きかけという項目の2つめの文末に、条例での規制は中央立法の受け皿としてその有効性が検証されるべきであると書いてあるんですけれど、文の意味がわかりにくかったので、ご説明いただいてもよろしいでしょうか。

事務局　必要な規制については国法で行っていただいて、都道府県条例で、規制が必要な部分についてはそれぞれ規定していくという形で、規制について適正かどうかということを議論するという形になっていくべきだという趣旨で書かせていただいております。

部会長　要するに国法で処罰が漏れたものを地方の実情に応じて検討して、罰すべきものは条例でカバーしていくそういう趣旨だと私は理解します。

問題状況について補足したいのですが、まず、今の刑法の規定の関係どうなっているかということから、御説明します。今の規定では、簡単に書くとこれが暴行脅迫の程度、今現在は刑法第177条です。強制性交等ですね。これについては、被害者の抵抗が著しく困難だけれども、暴行脅迫がなされないと、犯罪にはならない。反抗が著しく困難でないと、強制性交にはならない。ある程度強い力が加わらないと、犯罪が成立しないと。刑法第178条は準強制性交で、例えば、薬物とかアルコールとか。それから地位利用とか心理的な強制を使って性交する、この抗拒不能に乗じて、性行為を行う。抗拒不能というのは、これと連動して、反抗が著しく困難な状況と理解され、だから、強制性交と準強制性交というのは同じような犯罪、法定刑も同じものとして理解されています。

それから、177条で暴行脅迫が手段となっていて、それは犯行が著しく困難な暴行脅迫がないといけない。それと同じように、178条の準強制性交も反抗が著しく困難な状況、意思朦朧となって反抗できないとか一定の地位を利用して心理的に強制されて反抗ができないとか、困難な状況でないと犯罪は成立しない。そして、問題はこの部分に空白が残ることです。反抗が著しく困難でないような状況、例えば暴行脅迫とはっきり言えないような手段が用いられた、例えばナイフを見せて殺すぞというのは脅迫ですけれども、カッターナイフをちっと見せたくらいだと脅迫というのは難しい。状況にもよると思うんですけど。そういうものについて、被害者は実際に抵抗できないとしても、この部分については、手段がここまで至っていないということで、犯罪から落ちている。はっきり言えば、ここは適法なんです。倫理的な問題があっても、法律では処罰できない。

他方、今、条例では威迫とか欺罔・困惑とかが問題になっている。この部分については、条例で18歳未満を対象にして2年以下の懲役となり、逮捕される。強制性交等の場合は5年以上になります。準強姦、準強制性交も同じようにこれは5年以上。実はこの区分で問題になったケースが、例えば今年の3月に無罪判決がでた名古屋地裁岡崎支部判決です。実の父親が実の娘に対して、中学2年ときから数年間、無理やり性交をしていたが無罪になっている判決。これは、抗拒不能には至っていない、まだ抵抗できた、というのが理由になっています。娘のほうは同意はしていない。しかし、まだ抵抗できたのにしなかった。抵抗できた状態だったので、抗拒不能には至っていないということで、この部分に位置づけて無罪にしました。

これをきっかけに現在、いわゆる不同意性交罪、同意のない性行為を犯罪として規定しましょうという議論が日本各地で起こっています。具体的には、威迫・欺罔・困惑とか、あるいは一定の地位利用、クラブの先輩と後輩とか、心理的に断りにくい相手から迫られたのを強制性交等として処罰するように刑法改正しましょうという議論が起こっています。

平成29年に刑法改正があって、性犯罪が重罰化されましたけど、その3年後の見直しが来年なんですよ。来年政府の方で、こういう方向で具体的に議論が進む可能性がある。何らかの検討会が設けられているんじゃないかと思っているんですけれども、ひょっとすると、今は条例で規制している、威迫・欺罔・困惑とかを用いた性行為というのが刑法犯の不同意性交罪として、法定刑はどうなるかわかりませんが、たとえば3年以上の有期懲役という形で条文が新たに作られる可能性がある。もしそういうのができると、今の条例は無効になって、刑法に移行してしまうかもしれないというのが、今の状況です。

それからもう一つは性交同意年齢が13歳未満ということですが、これも引き上げるべきだという意見が強い。例えば16歳未満まで性交同意年齢を引き上げるべきだ。義務教育、中学生まで被害者が同意しても、ここは強制性交として、処罰される。という案も有力に主張された。私としてはこういう方向で何らかの改正が、近いこの2、3年以内に実現するのではないかと思っています。

暴行・脅迫要件を撤廃して、同意のない性行為は全部犯罪として処罰する。暴行・脅迫が使われたものについては、加重類型として重く処罰する。不同意性交というのは、同意のない性交ですけど、単に同意がないという場合はあまりにも冤罪の危険性があるので、客観的に違法な行為、例えば威迫とか欺罔とか困惑とか反倫理的な行為があれば、こういうものを不同意性交の基本的な類型にすればどうかという意見があります。威迫・欺罔・困惑などを使った性行為は、罰則は2年以下の懲役で、しかも18歳未満しか保護されません。けれども、実は重い行為なんだと。例えば20歳の女性に対して、威迫して強制性交をした。これ今は無罪なんですけれど、これを処罰するべきで、懲役2年ではなくて、もっと重い犯罪とするべきなんだというのが一般的な意見であり、私もそうだと思います。

威迫して、あるいは欺罔して2年以下というのは、可罰評価としてはまちがっているのではないか。18歳になったら威迫して性行為して無罪っていうのはおかしいのではないかと思うんです。だから、この条例の改正ももちろんですが、人としての性的尊厳の観点から問うた時に全体的に議論すべき問題ではないだろうかと思います。条例改正してしまうと、威迫・欺罔・困惑というケースについては、大阪府としては2年以下の違法行為であると認めるような形になってしまうのではないでしょうか。逆に大阪府から、もっと酷な重大な犯罪行為だということを全国にアピールしてもいいんじゃないか、積極的に国の方に刑法改正というのを働きかけるというのも一つの方法ではないかと思います。

それから児童福祉法では、淫行罪は10年間の懲役で結構重いんですけれど、児童に対して事実上の影響力がないと適用されない。教師と生徒、雇用主と被雇用者など。実際に問題になっているのは、クラブの先輩と後輩といったケースが多い。断りにくいケースで、これが今条例で処罰されるのですが、懲役2年よりも、もっと重い犯罪行為だと私個人は考えます。さっきの都道府県条例の規制が中央立法の受け皿というのは、そういうことだと私は理解しています。

仮に性交同意年齢が16歳になった場合、あと残るのは、16歳と17歳をどうするかという問題に限定されてきますので、そういう形で刑法改正がなされなければ、その部分だけ集中的に議論すればいいのではと思います。大阪が積極的に中央立法に、こういう形で考え直してほしいと要望を出すとことも今回の一つの方向としてありうるんじゃないかと個人的には思います。

委　員　先生の話は全くその通りだと思うんですが、ただ条例とはなんぞやっていうことと、この審議会に求められたものは何なのかというところにもう一度戻らないといけないのではと思っております。大まかな方向性を審議すれば良いということなのですか。

事務局　このSNS等に起因した青少年の性的搾取への対応ということでご議論いただいている中で、委員の方からもこの淫行規定について、そもそもこの範囲でいいのかという疑問を呈されていました。そこで、今年度はそこも含めて議論していくことになったのですが、軌を一にして大阪地検の方からも問題提起があり、また知事の方から条例改正についてはしていくべきじゃないかという発信がありました。様々なご意見を踏まえて、方向性についてご審議頂けたらと思います。

部会長　条例は2年以上の刑罰はつけることができませんから、不同意性交罪っていう犯罪類型を作って、全部そちらに持っていけばどうかと思います。法体系についての話になりますがね。岡崎地裁の判決のようなものが出てきたのは、平成29年に刑法の性犯罪規定の改正があって、強姦罪の下限が5年まで上がり、急に重くなった。だからこの部分が強調されてきたんです。前は3年以上の有期懲役。だから比較的暴行の低い程度のものもカバーしていたんですけど、5年まで上がって、この辺のものがごそっと抜け落ちた感じです。だからこれをどうするかということです。

委　員　法が改正されて、刑罰が5年以上になれば、条例は自動的に法に吸収されることになるんですか。

部会長　不同意性交罪が仮にできたとして、威迫・欺罔・困惑を手段として強制性交した者は、例えば、3年以上の懲役に処するという規定ができれば、条例の重複部分は無効になり、刑法犯として処罰することになります。

委　員　当然の成り行きですよね。ですけど、それまでの間をどうするのかとか、府としての意思をどうするのかっていう問題だと私は思うんです。

部会長　今、委員が言われたように、仮に法改正が2、3年先になるとして、その間はどうするのかですね。今後、スケジュール的にはどう進めましょうか。

事務局　本日が報告書を取りまとめるに向けての骨子の方向性の確認ということでした。資料1の目次部分を見ていただくと、昨年度からの提言があって、引き続きの議論、自画撮り以外の要求行為についての議論があって、本体行為を強めるのが有効というご意見をいただきました。そこで、39条について議論いただき、資料4のとおり提言することを委員の皆様方のご意見をお聞きしてまとめてさせていただきました。今回はこの方向でまとめるということに同意いただきましたら、報告書を次回の部会でもう一度ご確認いただいて、最後に総会で提案するという流れになります。対応のまとめ方として、この方向性で良いかどうかについてご意見いただけたらと思います。

委　員　方向性が見えないのですが、要するに刑法改正の様子を見るべきだというのが方向性ではなく、まだ議論しないといけないわけですよね。

事務局　部会長は法改正の流れがある中で、条例を改正するのは待つべき、大阪府として法改正を積極的に要望すべきという意見。他方で、法改正待っている間の空白期間どうするか、条例改正すべきじゃないかというご意見ですね、他の委員の方はいかがでしょうか。

委　員　条例改正すべきという意見に近い。

委　員　得に強い意見はないですが、刑法改正の状況を見守るべきだということであれば、既になされている国への要望に付け加える提案もありうるとは思います。

ただ先ほどのご説明だと、法律が現在の39条のような欺罔・威迫・困惑に要件が緩和されるということであれば、もともと発端はそれでは十分に立件できないというのが地検の主張なので、そういう意味では、根本的な解決にはならないのではないですか。最高裁判例の定義でいうと、後段の方で多くの都道府県は立件しているのではないかと思われ、結局そちらを規制対象に入れない限りは他府県並みの立件件数にはならないのではないかと思います。

大阪府は深夜外出とかその他の違反について比較的、立件数が多い。それも含めれば、ある程度対応できているという評価も可能かもしれません。罰金だけなので罰としては軽いですが、警告という意味では、それなりに機能するので、あり得るやり方だという考え方もできると思います。

部会長　とりあえず私自身の思案を具体的な形でまとめて、他の委員の先生方にお示しして、それをたたき台として議論していくという方向はどうですか。部会長の思案プラスこれまでの議論を書いて、最後方向までまとめたものを次回特別部会でそれに基づいて、議論していただくということでよろしいですか。（異議なし）

以上で本日の議事を終了したいと思います。

事務局　園田部会長、長時間議事を進行いただきありがとうございました。それではこれをもちまして大阪府青少年育成審議会第4回特別部会を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。